

全建事発第 016 号
令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

地域建設業経営強化融資制度に係る
公共工事金融保証事業の実施期間の延長について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、災害対応やインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている地域の建設企業の資金調達を支援するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を令和 8 年 3 月 31 日まで 5 年間延長することとしました。

これに伴い、三保証事業会社においても、建設企業の円滑な資金調達を推進するため、同制度に係る公共工事金融保証事業を継続することとなったことから、実施期間の延長について、別添のとおり案内がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証会社の支店等へお問い合わせください。

以 上

(担当) 事業部 事業企画課 堤
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp